様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

勝浦町長　　殿

（申請者）

住　　所

氏　　名

電話番号

勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付申請書

　勝浦町わくわく移住支援事業補助金を受けたいので、勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付申請額 | 円 | 世帯の種類 | 単身　・　世帯（　　　人） |
| 世帯の種類で世帯と回答した場合のみ記入 | 18歳未満の世帯員の人数 | 　　　人 |
| 種類 | □新規就業　□新規起業　□専門人材　□テレワーク　□関係人口 |
| 転出元住所 |  |
| 個人情報 | 【個人情報の取扱いについて】の記載内容に　□同意する　□同意しない |

東京23区への在勤及び通学履歴　※５年以上の在勤及び通学履歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 就業（通学）期間 | 就業先（大学等）名称 | 就業先（大学等）所在地 |
| ～ |  |  |
| ～ |  |  |
| ～ |  |  |
| ～ |  |  |

テレワークによる移住者のみ記載

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 所在地 |  |
| 移住の意思 | □自己の意思である　　　□所属からの命令である |
| 勤務先へ行く頻度 | □ 週 / 月 / 年　　　回程度　　□行くことはない□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

【個人情報の取扱いについて】

　徳島県及び勝浦町は、徳島県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、徳島県及び勝浦町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、徳島県及び勝浦町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

勝浦町長　　殿

（申請者）

住　　所

氏　　名

電話番号

誓約書

　勝浦町わくわく移住支援事業補助金を申請するにあたり、次の勝浦町わくわく移住支援事業補助金交付要綱に規定する補助対象要件を全て満たしていることを誓約します。

|  |
| --- |
| 本書において誓約する事項 |
| ・補助金の申請日から起算して５年以内に転出しません。・日本人である又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有しています。・世帯全員が暴力団員又は暴力団員密接関係者ではありません。・当該補助金と重複する他の公的給付を受けていません。・勝浦町わくわく移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、勝浦町から求められた場合には、それに応じます。・補助金の申請日から起算して５年以内に転出したとき、虚偽その他不正の手段により申請が行われたと認められるときその他移住支援金の支給要件に該当しないことが判明したときは、補助金を返還します。 |

様式第３号（第５条関係）

|  |
| --- |
| 就業証明書 |
| 勤　務　者　名 |  |
| 勤 務 者 住 所 | 勝浦町 |
| 就業場所 | 名　称 | TEL： |
| 所在地 |  |
| 就 業 年 月 日 | 年　　　月　　　日 |
| 応募受付年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 雇　用　形　態 | 就業日以降、本証明書発行時点まで継続して週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業している |
| 勤務者と代表者、取締役等の経営を担う者との関係※マッチングサイト掲載求人の場合 | ３親等以内の親族に該当しない |
| ※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ | 目的達成後に離職することが前提ではない |
| □プロフェッショナル人材事業□先導的人材マッチング事業 |
| ※テレワークでの移住の場合のみ | 所属先企業等からの命令ではない（転勤、出向、出張、研修等含む） |
| デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組による資金提供はない |
| 　上記のとおり相違ないことを証明します。年　　　月　　　日所在地事業所名電話番号代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

徳島県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、徳島県及び勝浦町の求めに応じて、徳島県及び勝浦町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。